

## 【金・プラチナ地金定額購入制度】

2022年7月15日より『金・プラチナ地金定額購入制度』の会員約款を改定いたします。

改定箇所を抜粋し新旧一覧になっております。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

徳力本店の自動継続式『金・プラチナ地金定額購入制度』約款			
【新】改定後		【旧】改定前	
第4条	<p>(サービス内容)</p> <p>定額購入制度のサービスは以下のとおりです。</p> <p>定額購入制度は、お客様に対し、地金売却益の取得、利息の付与その他一切の財産上の利益の供与を保証するものではありません。</p> <p>1.積立購入 ご希望のコースにおける、申込み金額に応じた地金購入積立をいたします。</p> <p>2.地金の保管 お客様が買付けた地金を保管するサービスです。なお、地金の保管は第12条の規定によるものとします。</p> <p>3.スポット購入 お客様が通常の日々の買付とは別に、店頭および電話・WEBで地金をスポット購入するサービスです。なお、スポット購入は第14条の規定によるものとします。</p> <p>4.地金の返却 お客様が買付けた地金を返却するサービスです。なお、地金の返却は第17条の規定によるものとします。</p> <p>5.市場売却 お客様からのご依頼に基づき、お客様のご依頼にかかる日にお客様が買付けた地金を業者間市場で売却した代金から弊社所定手数料を控除した金額をお客様にお支払いするサービスです。なお、市場売却は第18条の規定によるものとします。</p> <p>6.等価交換 お客様が買付けた地金を等価交換するサービスです。なお、等価交換は第19条の規定によるものとします。</p>	第4条	<p>(サービス内容)</p> <p>定額購入制度のサービスは以下のとおりです。</p> <p>1.積立購入 ご希望のコースにおける、申込み金額に応じた地金購入積立をいたします。</p> <p>2.地金の保管 お客様が買付けた地金を保管するサービスです。なお、地金の保管は第12条の規定によるものとします。</p> <p>3.スポット購入 お客様が通常の日々の買付とは別に、店頭および電話・WEBで地金をスポット購入するサービスです。なお、スポット購入は第14条の規定によるものとします。</p> <p>4.返却 お客様が買付けた地金を返却するサービスです。なお、返却は第17条の規定によるものとします。</p> <p>5.売却 お客様が買付けた地金を売却するサービスです。なお、売却は第18条の規定によるものとします。</p> <p>6.等価交換 お客様が買付けた地金を等価交換するサービスです。なお、等価交換は第19条の規定によるものとします。</p>
第5条	<p>(申込み条件)</p> <p>お客様が定額購入制度を利用されるためには弊社との間において本委託契約を締結することを要し、また本委託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。</p> <p>1.日本国内に在住していること。</p> <p>2.ご利用金融機関が国内の金融機関であること。</p> <p>3.個人名義での利用の際は、ご登録住所が本人確認書類と一致すること。</p> <p>4.法人名義での利用の際は、ご登録住所が登記事項証明書と一致すること。</p>	第5条	<p>(申込み条件)</p> <p>お客様が定額購入制度を利用されるためには弊社との間において本委託契約を締結することを要し、また本委託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。</p> <p>1.日本国内に在住していること。</p> <p>2.ご利用金融機関が国内の金融機関であること。</p> <p>3.個人名義での利用の際は、ご登録住所が弊社の定める本人確認書類と一致すること。</p> <p>4.法人名義での利用の際は、ご登録住所が全部事項証明書と一致すること。</p>
第6条	<p>(本人確認等)</p> <p>1.本会員契約または本委託契約に基づく個別契約の締結その他本約款または附帯規程に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、お客様に対し、弊社所定の用紙で提出等を求めることができます。</p> <p>2.前項の用紙の提出等を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款もしくは附帯規程に基づく弊社の義務の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、このことについて、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>	第6条	<p>(本人確認等)</p> <p>1.本会員契約または本委託契約に基づく個別契約の締結その他本約款または附帯規程に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、お客様に対し、弊社所定の用紙の提出等を求めることができます。</p> <p>2.前項の用紙の提出等を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款もしくは附帯規程に基づく弊社の義務の全部もしくは一部の履行を停止することができるものとし、このことについて、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>
第7条	<p>(申込み)</p> <p>1.お客様が本約款を承諾のうえ定額購入制度に申込みを希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、本人確認書類を同封の上、弊社にご提出いただきます。法人の場合は登記事項証明書と代表者の本人確認書類をご提出いただきます。全て受領した時点で、本委託契約の申込みを承ります。</p> <p>2.未成年のお客様には、申込書のほか法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意書および弊社が別途定める法定代理人の公的証明書（戸籍全部事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p>	第7条	<p>(申込み)</p> <p>1.お客様が本約款を承諾のうえ定額購入制度に申込みを希望される場合、弊社所定の用紙に必要事項をご記入後、本人確認書類を同封の上、弊社にご提出いただきます。法人の場合は全部事項証明書と代表者の本人確認書類をご提出いただきます。全て受領した時点で申込みを承ります。</p> <p>2.未成年のお客様には、申込書のほか法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意書および弊社が別途定める法定代理人の公的証明書（戸籍全部事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>3.成年被後見人のお客様には、成年後見人による申込書および弊社が別途</p>

	<p>3.成年被後見人のお客様には、成年後見人による申込書および弊社が別途定める成年後見人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局の資格証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>4.被保佐人のお客様には、申込書のほか、保佐人の同意書 および弊社が別途定める保佐人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局発行の登記事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>5.被補助人のお客様のうち家庭裁判所により定額購入制度の利用にあたり補助人の同意が必要である旨の審判を受けたお客様には、申込書のほか、補助人の同意書および弊社が別途定める補助人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局発行の登記事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>6.本条第2項から前項までの規定は、第14条、第17条、第18条、第19条、第20条および第23条の各サービスの申込み並びに第27条の契約終了の申し出に準用します。</p>		<p>定める成年後見人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局の資格証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>4.被保佐人のお客様には、申込書のほか、保佐人の同意書 および弊社が別途定める保佐人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局発行の登記事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>5.被補助人のお客様のうち家庭裁判所により定額購入制度の利用にあたり補助人の同意が必要である旨の審判を受けたお客様には、申込書のほか、補助人の同意書および弊社が別途定める補助人の公的証明書（家庭裁判所の審判書、法務局発行の登記事項証明書等）を弊社にご提出いただきます。</p> <p>6.本条第2項から前項までの規定は、第14条、第17条、第18条、第19条、第20条および第23条の各サービスの申込み並びに第27条の契約終了の申し出に準用します。</p>																
第8条	<p>（年会費および購入金額の支払い方法）</p> <p>お客様が定額購入制度に申込みをされた月の翌々月より、毎月8日（当日が金融機関休業日の場合、その翌営業日とします）に以下の金額を口座振替いたします。</p> <p>1.年会費はご登録口座から初回口座振替時、および継続の際の口座振替時に全額を請求いたします。</p> <p>定額購入制度の購入停止をされる場合でも、契約解除をされない限り年会費をお支払いいただきます。また中途解約においても年会費は返金いたしません。</p> <p>2.定額購入制度に申込みをされたお客様は購入金額として、買付金額と買付手数料の総額を毎月お支払いいただきます。なお購入金額には消費税が含まれています。</p> <p>①買付金額</p> <p>以下の金額になります。お客様のご希望により1,000円(税込)単位で上積みした金額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>買付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TOKURIKI 1コース</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>TOKURIKI 2コース</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>TOKURIKI 3コース</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込)</p> <p>②買付手数料</p> <p>買付金額に応じ弊社所定の買付手数料を毎月お支払いいただきます。購入金額1,000円(税込)ごとに月額25円(税込)となります。</p>	コース	買付金額	TOKURIKI 1コース	3,000円	TOKURIKI 2コース	3,000円	TOKURIKI 3コース	5,000円	第8条	<p>（年会費および購入金額ならびに支払方法）</p> <p>お客様が定額購入制度に申込みをされた月の翌々月より、毎月8日（当日が金融機関休業日の場合、その翌営業日とします）に以下の金額を口座振替いたします。</p> <p>1.年会費はご登録口座から初回口座振替時、および継続の際の口座振替時に全額を請求いたします。</p> <p>定額購入制度の購入停止をされる場合でも、契約解除をされない限り年会費をお支払いいただきます。また中途解約においても年会費は返金いたしません。</p> <p>2.定額購入制度に申込みをされたお客様は購入金額として、買付金額と買付手数料の総額を毎月お支払いいただきます。なお購入金額には消費税が含まれています。</p> <p>①買付金額</p> <p>以下の金額からお客様のご希望により1,000円(税込)単位で上積みした金額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>買付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TOKURIKI 1コース</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>TOKURIKI 2コース</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>TOKURIKI 3コース</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込)</p> <p>②買付手数料</p> <p>買付金額に応じ弊社所定の買付手数料を毎月お支払いいただきます。購入金額1,000円(税込)ごとに月額25円(税込)となります。</p>	コース	買付金額	TOKURIKI 1コース	3,000円	TOKURIKI 2コース	3,000円	TOKURIKI 3コース	5,000円
コース	買付金額																		
TOKURIKI 1コース	3,000円																		
TOKURIKI 2コース	3,000円																		
TOKURIKI 3コース	5,000円																		
コース	買付金額																		
TOKURIKI 1コース	3,000円																		
TOKURIKI 2コース	3,000円																		
TOKURIKI 3コース	5,000円																		
第13条	<p>（地金残高の通知）</p> <p>本委託契約期間における会員の2月末および8月末時点でのお預かり地金残高を年2回、会員のご登録住所宛に書面にて報告いたします。</p>	第13条	<p>（地金残高の通知）</p> <p>本委託契約期間における会員の2月末および8月末現在のお預かり地金残高を年2回、会員のご登録住所宛に書面にて報告いたします。</p>																
第14条	<p>（スポット購入）</p> <p>会員は本委託契約期間中、スポット購入受付時間内においてスポット購入を申し出ることができます。また、申込みコース種類に関わらず、地金を購入し預入れることができます。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先</p> <p>東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間</p> <p>営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日および大阪店は16時までとします。</p> <p>③申込み</p> <p>店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④購入単位</p> <p>重量指定（1g以上）あるいは金額指定（1g相当以上）とします。</p> <p>⑤適用価格</p> <p>スポット購入申込み時点とします。</p> <p>⑥決済方法</p> <p>店頭にてスポット購入代金を弊社所定の方法でお支払いいただきます。</p> <p>⑦発行書類</p> <p>取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先</p> <p>地金店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間</p> <p>営業日10時から13時30分までとします。</p>	第14条	<p>（スポット購入）</p> <p>会員は本委託契約期間中、スポット購入受付時間内においてスポット購入を申し出ることができます。また、申込みコース種類に関わらず、地金を購入し預入れることができます。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先</p> <p>東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間</p> <p>営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日のみ16時までとします。</p> <p>③申込み</p> <p>店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④購入単位</p> <p>重量指定（1g以上）あるいは金額指定（1g相当以上）とします。</p> <p>⑤適用価格</p> <p>スポット購入申込み時点とします。</p> <p>⑥決済方法</p> <p>店頭にてスポット購入代金を現金でお支払いいただきます。</p> <p>⑦発行書類</p> <p>取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先</p> <p>地金店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間</p> <p>営業日10時から13時30分までとします。</p> <p>③申込み</p> <p>電話にて申込みをしていただき、所定の手続きを行っていただきます。</p>																

	<p>③申込み 電話にて、所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④購入単位 重量指定（5g 以上）あるいは金額指定（5g 相当以上）とします。</p> <p>⑤適用価格 スポット購入申込み時点とします。</p> <p>⑥決済方法 弊社指定銀行口座にスポット購入代金を電信扱いで、申込み当日 14 時までにお振込みしていただきます。手数料は会員負担とします。</p> <p>⑦発行書類 取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を発行し会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>3.WEB 受付</p> <p>①受付先 ホームページ (<a href="https://www.tokuriki-kanda.co.jp/">https://www.tokuriki-kanda.co.jp/</a>) の【会員様メニュー】内、WEB スポット購入。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。</p> <p>③申込み WEB スポット購入フォームに所定事項を入力し送信ください。</p> <p>④購入単位 重量指定（5g 以上）あるいは金額指定（5g 相当以上）とします。</p> <p>⑤適用価格 会員から購入依頼メールを受信した時点とします。</p> <p>⑥決済方法 購入受領メールを会員に返信いたします。弊社指定銀行口座に購入受領メール記載のご請求額を電信扱いで申込み当日 14 時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。</p> <p>⑦発行書類 取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を発行し会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>4.スポット購入は、弊社での申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>5.会員が金額指定にてスポット購入された場合、購入重量は小数点第 3 位以下を切り捨てとします。</p>		<p>④購入単位 重量指定（5g 以上）あるいは金額指定（5g 相当以上）とします。</p> <p>⑤適用価格 スポット購入申込み時点とします。</p> <p>⑥決済方法 弊社指定銀行口座にスポット購入代金を電信扱いで、申込み当日 14 時までにお振込みしていただきます。 手数料は会員負担とします。</p> <p>⑦発行書類 取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>3.WEB 受付</p> <p>①受付先 ホームページ (<a href="https://www.tokuriki-kanda.co.jp/">https://www.tokuriki-kanda.co.jp/</a>) の【会員様メニュー】内、WEB スポット購入。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。</p> <p>③申込み WEB スポット購入フォームに所定事項を入力し送信ください。</p> <p>④購入単位 重量指定（5g 以上）あるいは金額指定（5g 相当以上）とします。</p> <p>⑤適用価格 会員から購入依頼メールを受信した時点とします。</p> <p>⑥決済方法 購入受領メールを会員に返信いたします。弊社指定銀行口座に購入受領メール記載のご請求額を電信扱いで申込み当日 14 時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。</p> <p>⑦発行書類 取引完了後、スポット購入内容を記載した「計算書」を会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>4.会員が金額指定にてスポット購入された場合、購入重量は小数点第 3 位を切り捨てとします。</p>
第 15 条	<p>（スポット購入注意点）</p> <p>1.購入停止中の会員は、スポット購入をご利用いただくことができません。</p> <p>2.初回買付が行われていない場合は、スポット購入をご利用いただくことができません。</p> <p>3.別途、スポット購入の上限金額また上限重量を定めることができるものとします。</p>	第 15 条	<p>（スポット購入注意点）</p> <p>1.スポット購入は、申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>2.購入停止中の会員は、スポット購入をご利用いただくことができません。</p> <p>3.初回買付が行われていない場合は、スポット購入をご利用いただくことができません。</p> <p>4.別途、スポット購入の上限金額また上限重量を定めることができるものとします。</p>
第 17 条	<p>（地金の返却）</p> <p>会員は、本委託契約期間中、返却受付時間内において、地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる重量は、申込み当日の前日残高を限度として 5g 以上とします。返却地金については、ご指定がない限り弊社が販売する地金の降順を基本とした組み合わせとなります。重量の組合せについてご指定をいただく場合には、規定の小口地金製造手数料が発生するものとします。</p> <p>地金の返却は状況により、製造期間をいただく場合があります。その場合、相当の期間をもって対応させていただきます。</p> <p>1.店舗受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日および大阪店は 16 時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて小口地金製造手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、返却内容を記載した「返却明細」を発行いたします。小口地金製造手数料が発生した場合は「計算書」も発行いたします。</p> <p>⑥地金の受渡</p>	第 17 条	<p>（返却）</p> <p>会員は、本委託契約期間中、返却受付時間内において、地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる重量は、申込み当日の前日残高を限度として 5g 以上とします。返却地金については、ご指定がない限り弊社が販売する地金の降順を基本とした組合せとなり、小口地金製造手数料は無料となります。重量の組合せについてご指定をいただく場合には、規定の小口地金製造手数料が発生するものとします。</p> <p>地金の返却は状況により、製造期間をいただく場合があります。その場合、相当の期間をもって対応いたします。</p> <p>1.店舗受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日のみ 16 時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて現金でお支払いいただきます。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、返却内容を記載した「返却明細」を発行いたします。小口地金製造手数料が発生した場合は「計算書」も発行いたします。</p> <p>⑥地金の受渡</p>

	<p>店頭にて地金の受渡しをいたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 地金店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間 営業日 10時から 17時までとします。ただし、月の最終営業日および大阪店は 16時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に電信扱いで翌営業日 14時までにお振込みいただきます。 振込手数料、送料は会員負担とします。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、返却内容を記載した「返却明細」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。小口地金製造手数料が発生した場合は「計算書」も同封いたします。</p> <p>⑥地金の受渡し 入金確認後、原則として翌営業日に会員のご登録住所宛に発送いたします。</p> <p>3.返却は、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>4.弊社は、地金の返却後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。</p>		<p>店頭にて地金の受渡しをします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 地金店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間 営業日 10時から 17時までとします。ただし、月の最終営業日のみ 16時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて申込みをしていただき、所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に電信扱いで翌営業日 14時までにお振込みいただきます。 振込手数料、送料は会員負担とします。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、返却内容を記載した「返却明細」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。小口地金製造手数料が発生した場合は「計算書」も同封いたします。</p> <p>⑥地金の受渡し 入金確認後、原則として翌営業日に会員のご登録住所宛に発送いたします。</p> <p>3.返却は、申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>4.弊社は、地金の返却後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第 18 条</p>	<p>(市場売却)</p> <p>会員は、本委託契約期間中、売却受付時間内において、前日までの残高を限度として地金の売却を申し出ることができます。市場売却を依頼できる地金は原則 1g 以上とします。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10時から 16時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④売却価格 売却価格は、お客様のご依頼のあった日の地金相場の価格を参照し、申込み時点の市場価格とします。</p> <p>⑤決済方法 売却代金は、弊社所定の方法でお支払いします。 お振込みによる市場売却の場合、原則として弊社が申込みを受けた月末営業日を除く 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。なお、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、売却等の内容を記載した「計算書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 地金店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間 営業日 10時から 16時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④売却価格 売却価格は、お客様のご依頼のあった日の地金相場の価格を参照し、申込み時点の市場価格とします。</p> <p>⑤決済方法 売却代金は、弊社所定の方法でお支払いします。 お振込みによる市場売却の場合、原則として申込みを受けた月末営業日を除く 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。なお、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、売却等の内容を記載した「計算書」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>3.市場売却は申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p>	<p>第 18 条</p>	<p>(売却)</p> <p>会員は、本委託契約期間中、売却受付時間内において、地金の売却を申し出ることができます。売却を請求できる重量は、申込み当日の前日残高を限度として 1g 以上とします。売却価格は、申込み時点の弊社発表買取価格（以下、「買取価格」といいます）にて算出します。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10時から 16時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 売却申込み時点とします。</p> <p>⑤決済方法 売却代金は現金またはお振込みとします。 お振込みの場合、原則として申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。尚、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、売却内容を記載した「計算書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 地金店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間 営業日 10時から 16時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて申込みをしていただき、所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 売却申込み時点とします。</p> <p>⑤決済方法 原則として申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録 口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。尚、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、売却内容を記載した「計算書」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>3.売却は申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p>

第 19 条	<p>(等価交換)</p> <p>会員は、本委託契約期間中の受付時間内において、等価交換を申し出ることができます。等価交換の対象商品は金貨および工芸品を含む宝飾品になります。等価交換重量は、申込み時点の弊社が別途指定する価格により換算した貴金属価格にて算出します。等価交換できる重量は、申込み当日の前日残高を限度とします。</p> <p>1.店舗受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または宝飾店舗。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 申込み時点の弊社が別途指定する価格により換算した貴金属地金価格とします。製品在庫がない場合は、納品時点の当該貴金属地金価格とします。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、等価交換内容を記載した「等価交換明細」を発行いたします。</p> <p>⑥商品の受渡し 店頭にて商品の受渡しをいたします。商品によって別途お日にちをいただく場合があります。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 地金店舗または宝飾店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて、所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 申込み時点の弊社が別途指定する価格により換算した貴金属地金価格とします。製品在庫がない場合は、納品時点の当該貴金属地金価格とします。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、等価交換内容を記載した「等価交換明細」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>⑥商品の受渡し 会員のご登録住所宛に発送いたします。商品によって別途お日にちをいただく場合があります。</p> <p>3.等価交換重量は小数点第 4 位までとし、小数点第 5 位を切り捨てとします。</p> <p>4.TOKURIKI3 コースは会員の希望がない場合は、残高重量が多い地金より等価交換いたします。</p> <p>5.等価交換は、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセル、返品、交換はできません。</p>
--------	--

第 21 条	<p>(買付委託に対する謝礼)</p> <p>会員が 1 年間の満期を迎える毎に、年間の買付金額の合計金額に応じて下表に定める年率を掛けて算出される金額分の重量を、弊社に買付の委託をしていただいたことに対する謝礼としてお預かり地金に自動加算いたします。</p> <p>なお、この際に重量算出する基準となる単価は、満期月の弊社最終営業日の初回の弊社発表小売価格にて算出します。</p> <p>地金の返却・市場売却または等価交換される毎に年率が低下し、2 回目以降は固定年率となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年間買付金額 (累計)</th> <th>地金の返却 市場売却 なし</th> <th>1 回目の 地金の返却 市場売却後</th> <th>2 回目以降の 地金の返却 市場売却後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36,000 円～</td> <td>0.10%</td> <td>0.08%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>60,000 円～</td> <td>0.12%</td> <td>0.10%</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>360,000 円～</td> <td>0.15%</td> <td>0.12%</td> <td>0.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込)</p>	年間買付金額 (累計)	地金の返却 市場売却 なし	1 回目の 地金の返却 市場売却後	2 回目以降の 地金の返却 市場売却後	36,000 円～	0.10%	0.08%	0.05%	60,000 円～	0.12%	0.10%	0.08%	360,000 円～	0.15%	0.12%	0.10%
年間買付金額 (累計)	地金の返却 市場売却 なし	1 回目の 地金の返却 市場売却後	2 回目以降の 地金の返却 市場売却後														
36,000 円～	0.10%	0.08%	0.05%														
60,000 円～	0.12%	0.10%	0.08%														
360,000 円～	0.15%	0.12%	0.10%														

第 19 条	<p>(等価交換)</p> <p>会員は、本委託契約期間中の受付時間内において、等価交換を申し出ることができます。等価交換の対象商品は金貨および工芸品を含む宝飾品になります。等価交換重量は、申込み時点の買取価格にて算出します。等価交換できる重量は、申込み当日の前日残高を限度とします。</p> <p>1.店舗受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または宝飾店舗。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 等価交換申込み時点とします。ただし、注文品及び製品在庫がない場合は、納品時点とします。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、等価交換内容を記載した“等価交換明細”を発行いたします。</p> <p>⑥商品の受渡 店頭にて商品の受渡をします。商品によって別途お日にちをいただく場合があります。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 地金店舗または宝飾店舗所定の電話番号。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて申込みいただき、所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 等価交換申込み時点とします。ただし、注文品及び製品在庫がない場合は、納品時点とします。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、等価交換内容を記載した“等価交換明細”を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>⑥商品の受渡 会員のご登録住所宛に発送いたします。商品によって別途お日にちをいただく場合があります。</p> <p>3.TOKURIKI1 コースでプラチナ製品に等価交換をすることもできます。また、TOKURIKI2 コースも同様とします。ただし申込み当日の前日残高がプラチナ地金の場合、金貨への等価交換はできません。</p> <p>4.等価交換重量は宝飾品の販売価格から 15%値引きした状態で算出するものとします。ただし、金貨および特別ご奉仕品、喜平ネックレス・プレスレットなど一部商品は除くものとします。</p> <p>5.等価交換重量は小数点第 4 位までとし、小数点第 5 位を切り捨てとします。</p> <p>6.TOKURIKI3 コースは会員の希望がない場合は、残高重量が多い地金より等価交換いたします。</p> <p>7.3 万以上 (税込) の等価交換をした場合の送料は弊社負担となります。3 万円未満 (税込) の等価交換ならびに 15%値引き対象外の送料は会員負担とします。</p> <p>8.等価交換は、申込み時に取引契約は成立し、キャンセル、返品、交換はできません。</p>
--------	--

第 21 条	<p>(徳力プレミアム)</p> <p>会員が 1 年間の満期を迎える毎に、月々買付金額に応じて、年間買付地金重量に下表に定める年率を掛けた重量を“徳力プレミアム”として、お預かり地金に自動加算いたします。なお、返却・売却または等価交換される毎に年率が低下し、2 回目以降は固定年率となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年間買付金額 (月平均)</th> <th>返却・売却 なし</th> <th>1 回目の 返却・売却後</th> <th>2 回目以降の返 却・売却後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000 円～ 4,000 円</td> <td>0.10%</td> <td>0.08%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>5,000 円～ 30,000 円</td> <td>0.12%</td> <td>0.10%</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>31,000 円～</td> <td>0.15%</td> <td>0.12%</td> <td>0.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込)</p>	年間買付金額 (月平均)	返却・売却 なし	1 回目の 返却・売却後	2 回目以降の返 却・売却後	3,000 円～ 4,000 円	0.10%	0.08%	0.05%	5,000 円～ 30,000 円	0.12%	0.10%	0.08%	31,000 円～	0.15%	0.12%	0.10%
年間買付金額 (月平均)	返却・売却 なし	1 回目の 返却・売却後	2 回目以降の返 却・売却後														
3,000 円～ 4,000 円	0.10%	0.08%	0.05%														
5,000 円～ 30,000 円	0.12%	0.10%	0.08%														
31,000 円～	0.15%	0.12%	0.10%														

	<p>※2022年7月15日現在</p> <p>※謝礼は変更、終了する場合があります。</p>		
第22条	<p>(買付委託に対する謝礼の対象外)</p> <p>1.本委託契約満了前に買付委託の中止をされた会員は謝礼の対象外となります。</p> <p>2.スポット購入で加算された買付金額分は買付委託に対する謝礼の対象外となります。</p> <p>3.買付設定金額にかかわらず、購入金額等が1度でも口座振替できなかった場合は買付委託に対する謝礼の対象外となります。ただし、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定銀行口座に支払われた場合は、買付委託に対する謝礼の対象となります。</p>	第22条	<p>(徳力プレミアム対象外)</p> <p>1.中途解約をされた会員は徳力プレミアムの対象外となります。</p> <p>2.スポット購入で加算された重量は徳力プレミアム対象外となります。</p> <p>3.買付設定金額にかかわらず、購入金額等が1度でも口座振替できなかった場合は徳力プレミアム対象外となります。ただし、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定銀行口座に支払われた場合は、徳力プレミアムの対象となります。</p>
第24条	<p>(届出事項の変更)</p> <p>会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合または振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>	第24条	<p>(届出事項の変更)</p> <p>会員は、住所や氏名等のご登録内容に変更が生じた場合、または振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知ください。通知が弊社に到着する前に生じた紛議について、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>
第26条	<p>(注意点および禁止事項)</p> <p>1.会員が過去一度でも本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。</p> <p>2.返却を受け弊社が発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は発送業者から弊社に返送されます。この場合弊社では、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出があり次第、送料は会員負担にて再度発送します。また、再配達にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、または所定の期日を過ぎても会員より申し出がない場合については、弊社は会員の返却お申込みが取り消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し、残りは会員のご登録口座にお振込みいたします。その際、振込手数料は会員負担とします。</p> <p>3.弊社は、同日内の地金買付、市場売却や地金の返却・等価交換はお断りすることができます。</p> <p>4.会員は、自らまたは第3者を利用して以下に該当する行為を禁止します。</p> <p>①暴力的な要求行為。</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為。</p> <p>④弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。</p>	第26条	<p>(注意点および禁止事項)</p> <p>1.会員が過去一度でも取引のキャンセル等本約款に違反した事実がある場合は、申込みをお断りすることができます。</p> <p>2.返却で発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は弊社に返送されます。この場合、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出を受け次第、送料は会員負担にて再度発送します。再配達にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、また1年経過しても申し出がない場合については、会員の返却申込みが取消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から経費負担分の地金を売却します。</p> <p>3.同日の地金売買・返却・等価交換はお断りすることができます。</p> <p>4.会員は、自らまたは第3者を利用して以下に該当する行為を禁止します。</p> <p>①暴力的な要求行為。</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為。</p> <p>④弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。</p>
第27条	<p>(本委託期間満了による契約終了)</p> <p>1.会員は、本委託契約満了の原則前月20日までに弊社所定の用紙による申し出にて、翌々月第一営業日(以下、「解約日」といいます。)に本委託契約を終了させることができます。</p> <p>2.第1項の場合、会員が解約日をもって地金の返却、市場売却を受けることができます。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。ただし、当該条項の「前日の地金残高」については「地金保管残高の全重量」と読み替えます。</p> <p>3.第23条の規定により定額購入制度の買付委託停止中の会員は、営業日の受付時間内において、全量清算を申し出ることができます。</p>	第27条	<p>(本委託期間満了による契約終了)</p> <p>1.会員は、本委託契約満了の原則前月20日までに弊社所定の用紙による申し出にて、翌々月第一営業日(以下、「解約日」といいます。)に本委託契約を終了させることができます。</p> <p>2.第1項の場合、会員が解約日をもって地金の返却、売却を受けることができます。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。ただし、当該条項の「前日の地金残高」については「地金保管残高の全重量」と読み替えます。</p> <p>3.第23条の規定により定額購入制度の買付委託停止中の会員は、営業日の受付時間内において、全量清算を申し出ることができます。</p>
第28条	<p>(契約解除による契約終了)</p> <p>1.会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所宛てに発送する書面による通知をもって、本委託契約を解除することができます。</p> <p>①お申込み時に虚偽の申告をされた場合。</p> <p>②本約款に違反された場合。</p> <p>③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けた場合。</p> <p>④口座振替日から2ヶ月が経過しても年会費の支払いがない場合。(購入停止中の会員も含む)</p> <p>⑤本委託契約期間中に購入金額等が2ヶ月続けて会員のご登録口座から口座振替ができなかった場合。</p> <p>⑥本委託契約期間中に購入金額等が同年度に3回会員のご登録口座から口座振替ができなかった場合。</p> <p>⑦第38条に違反していると判明した場合。</p> <p>⑧破産、民事再生、その他債務整理手続きの申立てを受けた場合。または自ら申し立てた場合。</p> <p>⑨仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受けた場合。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じた場合。</p> <p>⑩その他やむを得ない事由がある場合。</p>	第28条	<p>(契約解除による契約終了)</p> <p>1.会員が以下に該当した場合、会員のご登録住所宛てに発送する書面の通知をもって、本委託契約を解除することができます。</p> <p>①申込み時に虚偽の申告をされた場合。また判明した場合。</p> <p>②本約款に違反された場合。</p> <p>③関係のある法令に違反した場合、またそのおそれがあると認められた場合。</p> <p>④法令による命令を受けた場合。</p> <p>⑤口座振替日から2ヶ月が経過しても年会費の支払いがない場合。(購入停止中の会員も含む)</p> <p>⑥本委託契約期間中に購入金額等が2ヶ月続けて会員のご登録口座から口座振替ができなかった場合。</p> <p>⑦本委託契約期間中に購入金額等が同年度に3回会員のご登録口座から口座振替ができなかった場合。</p> <p>⑧第38条に違反していると判明した場合。</p> <p>⑨破産、民事再生、その他債務整理手続きの申立てを受けた場合。または自ら申し立てた場合。</p> <p>⑩仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受けた場合。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じた場合。</p>

	<p>2.④⑤⑥において、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定口座に支払われた場合、本委託契約は継続されるものとします。</p> <p>3.会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。</p> <p>4.第1項の場合、弊社は地金全量の返却または市場売却を行います。この場合は第17条・第18条の規定を準用します。また弊社は、その後の一切の責任を負わないものとします。</p>		<p>①その他やむを得ない事由がある場合。</p> <p>2.⑤⑥⑦において、弊社が定める期日までに購入金額等を弊社指定口座に支払われた場合、本委託契約は継続されるものとします。</p> <p>3.会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。</p> <p>4.第1項による契約解除において、弊社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>5.第1項の場合、地金の返却および売却処理を行います。ただし、所在等が不明となり連絡を行うことが不可能であると判断した場合は、地金の売却処理を行います。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。</p>
第29条	<p>(会員の逝去による契約終了)</p> <p>1.会員が逝去され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本委託契約は当該月の末日をもって終了するものとします。</p> <p>2.前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをお取りいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量を返却、または契約終了日の相場にて市場売却します。</p> <p>3.地金の返却を行う場合、代表相続人に発送いたします。なお、この場合、第17条の規定を準用します。</p> <p>4.市場売却を行う場合、第18条の規定に準じて売却取引を行った上で、売却代金を代表相続人の口座にお振込みいたします。</p>	第29条	<p>(会員の逝去による契約終了)</p> <p>1.会員が逝去した場合、本委託契約は、会員の相続人の全員または1人からその旨の通知および会員逝去を証する書面が弊社に到着した月の末日をもって終了するものとします。</p> <p>2.前項の場合、会員の相続人には弊社所定の逝去による契約終了届出および必要書類をご提出いただきます。弊社は、原則として、これらの書類が弊社に到着した翌月第1営業日(ただし、書類到着日が月末に近い日であるときは第1営業日にできるだけ近い営業日)に地金保管残高の全重量を返却、または売却をします。相続人が通知をされず、保管費用等が発生した場合は、地金保管残高から経費相当分の地金を売却します。</p> <p>3.返却の場合、地金は相続人代表者に発送いたします。なお、返却方法は第17条の規定によるものとします。</p> <p>4.売却の場合、売却代金を相続人代表者の口座にお振込みいたします。なお、売却方法は第18条の規定によるものとします。</p>
第34条	<p>(不可抗力による契約終了)</p> <p>第31条・第32条・第33条に基づく事由により、やむを得ず本委託契約が継続しがたい事態となった場合は、会員に対して弊社は一切責任を負うことなく、定額購入制度を終了するものとします。その際、速やかに会員に告知し、地金の返却、市場売却をいたします。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。</p>	第34条	<p>(不可抗力による契約終了)</p> <p>第31条・第32条・第33条に基づく事由により、やむを得ず本委託契約が継続しがたい事態となった場合は、会員に対して弊社は一切責任を負うことなく、定額購入制度を終了するものとします。その際、速やかに会員に告知し、地金の返却、売却をいたします。この場合は第17条・第18条の規定によるものとします。</p>
第35条	<p>(供託)</p> <p>1.弊社は契約終了後に地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、会員による受領がない場合、弊社は会員に対する何らの通知を要することなく、第17条に準じて地金の返却または第18条の規定に準じて市場売却後の金銭を東京法務局に供託することができます。弊社が供託をおこなった場合、弊社の会員に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。</p> <p>2.弊社の選択によって地金を一部または全量返却、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、会員負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。</p>	第35条	<p>(供託)</p> <p>地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、会員による受領がない場合、弊社は会員に対する何等の通知を要することなく、地金または現金を東京法務局に供託することができるものとします。弊社の会員に対する責任は供託をおこなったときをもって終了します。なお、供託に要した一切の費用は、会員の負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。</p>

以上